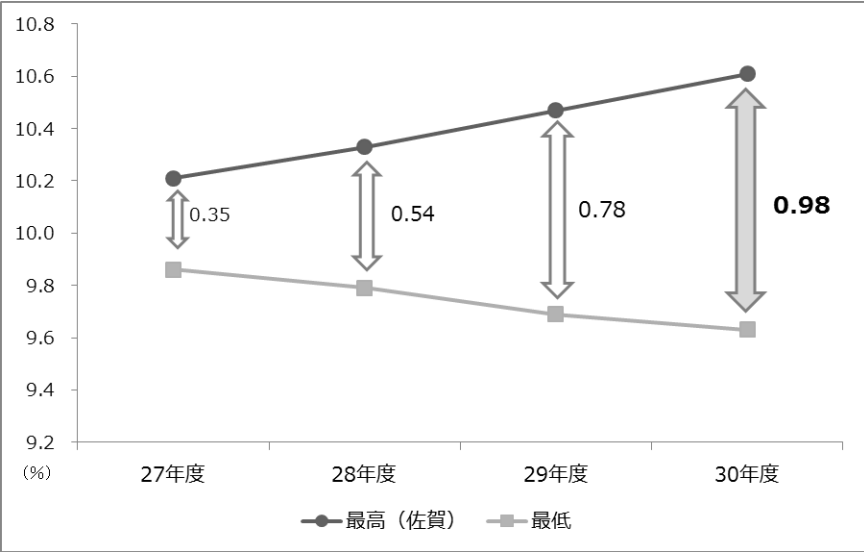


平成 30 年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

（ ）内は平成 29 年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会意見
<p>佐賀</p>	<p>10.61%（10.47%）</p> <p>◆意見</p> <p>佐賀支部評議会では、過去の都道府県単位保険料率の議論の反省に立って、平成30年度の平均保険料率については、昨年10月25日付で、黒字基調の財政状況においては平均保険料率の引き下げを要望するとの評議員総意のもと意見集約がなされたところです。</p> <p>今般、協会が設立当初からもっている財政上の赤字構造問題や団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年以降の高齢者医療への拠出金の増大が懸念されることから、平成30年度の平均保険料率について10%を維持する方針が示されたことは残念であり、佐賀支部の保険料率が10.61%に引き上げられることは誠に遺憾であります。</p> <p>当職としましては、今後も拡大が見込まれる支部間の保険料率較差につきまして、以下の要望を提出いたします。</p> <p>（要望事項）</p> <p>○支部間較差について</p> <p>1号保険料率の推移は、別紙図表2の通り、肝疾患治療薬の影響等による給付費の増加が見られるものの、その後の薬価改定などにより、それほど大きな較差は生じていません。一方、保険料率（激変緩和措置後）については、激変緩和措置が与える影響により当支部と最低保険料率の支部との乖離幅が拡大傾向にあり、平成30年度暫定値ではかろうじて1%の大台には至っておりません。しかしながら、次年度以降の保険料率は、</p>	<p>◇意見</p> <p>準備金残高にゆとりがあるにも関わらずこのような佐賀支部の保険料率が示されたことについては、佐賀支部評議会の総意とはかけ離れた結果となり誠に遺憾である。</p> <p>平均保険料率を議論するうえで欠かせない議論が準備金残高についてであり、この前提となる条件が財政均衡期間である。その期間が法律上明記されていないことから、本来なら均衡期間について、もっと丁寧に議論すべきと思料するが、保険者としての裁量の範疇ということで整理されたことについて恣意的な印象を受ける。</p> <p>これまで、複数年に渡り佐賀支部評議会の意見を提出したが、納得できる回答は一切なく、今回も理事長意見の中で全く触れられていないことが非常に不満である。また、運営委員会においても支部の意見を謙虚にくみ取っていただきたい。</p> <p>佐賀支部評議会の総意として平成30年度保険料率10.61%への引き上げには反対であり、次の通り意見を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間につき、健康保険法を遵守して、収支見通し期間を5年とした単年度収支を原則とすること。 2. 平成30年度保険料率につき、平均保険料率を9.7%とすること。 3. 都道府県単位保険料率の格差解消のため、激変緩和措置期限の延長及び

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>1%以上の較差が生じることが見込まれます。(図表1. 2)</p> <p>特に、小規模零細企業が多い佐賀支部加入事業所にとって、保険料負担が毎年増加していくことは企業の存続にかかわる重大事であると認識しています。(図表3)</p> <p>相互扶助が制度を維持・発展させる前提であるはずの国民皆保険制度において、費用負担部分でこれほどの較差があつてよいものか大いに疑問を感じています。</p> <p>昨年も申し上げましたが、保険者努力による医療費の地域差縮小に向けて効果のある具体的な施策が明らかになるまでは保険料率の較差を1%以内にす、或いは最高保険料率の上限を設定するなど特例的な措置の検討を是非ともお願いします。</p> <p>また、協会設立前の検討の中で、都道府県単位保険料率を導入するに当たり、保険料率の上下限の幅などの議論がされたものと思いますが、そのことにつきましてご教示願います。</p>	<p>準備金の活用を検討すること。</p> <p>4. 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた(健康保険法第7条の2 1 第1項)趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すること。</p> <p>5. 都道府県単位保険料率のねらいは、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正するという前提に基づいていたはずである。しかし、協会発足後十年にしてそのような動きは見られず、当初の前提は既に崩れている。これ以上の格差が広がるようであれば全国一律の保険料に戻すことも含めた検討に着手すること。</p>

支部名	支部長意見	評議会意見																																																															
	<p>■ (図表 1) 激変緩和後の保険料率 (最高と最低の比較)</p>  <table border="1" data-bbox="241 247 1102 801"> <caption>図表 1: 激変緩和後の保険料率 (最高と最低の比較)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>最高 (佐賀) (%)</th> <th>最低 (%)</th> <th>差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>10.2</td> <td>9.86</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>10.33</td> <td>9.79</td> <td>0.54</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>10.47</td> <td>9.69</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>10.61</td> <td>9.63</td> <td>0.98</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ (図表 2) 1号保険料率と保険料率 (最高と最低の比較)</p> <table border="1" data-bbox="241 901 1086 1088"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1号保険料率 (調整前)</td> <td>最高 (佐賀)</td> <td>6.73</td> <td>6.73</td> <td>6.90</td> <td>6.88</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>5.21</td> <td>5.12</td> <td>5.17</td> <td>5.11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保険料率 (激変緩和後)</td> <td>最高 (佐賀)</td> <td>10.21</td> <td>10.33</td> <td>10.47</td> <td>10.61</td> </tr> <tr> <td>最低</td> <td>9.86</td> <td>9.79</td> <td>9.69</td> <td>9.63</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ (図表 3) 保険料額の比較</p> <table border="1" data-bbox="241 1184 869 1423"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th colspan="2">佐賀支部保険料率と最低保険料率支部の 年間保険料額の差 (折半額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10名</td> <td>329,280円</td> <td>(164,640円)</td> </tr> <tr> <td>50名</td> <td>1,646,400円</td> <td>(823,200円)</td> </tr> <tr> <td>100名</td> <td>3,292,800円</td> <td>(1,646,400円)</td> </tr> <tr> <td>300名</td> <td>9,878,400円</td> <td>(4,939,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※標準報酬月額 28 万円で計算した場合。</p>	年度	最高 (佐賀) (%)	最低 (%)	差 (%)	27年度	10.2	9.86	0.35	28年度	10.33	9.79	0.54	29年度	10.47	9.69	0.78	30年度	10.61	9.63	0.98			27年度	28年度	29年度	30年度	1号保険料率 (調整前)	最高 (佐賀)	6.73	6.73	6.90	6.88	最低	5.21	5.12	5.17	5.11	保険料率 (激変緩和後)	最高 (佐賀)	10.21	10.33	10.47	10.61	最低	9.86	9.79	9.69	9.63	従業員数	佐賀支部保険料率と最低保険料率支部の 年間保険料額の差 (折半額)		10名	329,280円	(164,640円)	50名	1,646,400円	(823,200円)	100名	3,292,800円	(1,646,400円)	300名	9,878,400円	(4,939,200円)	
年度	最高 (佐賀) (%)	最低 (%)	差 (%)																																																														
27年度	10.2	9.86	0.35																																																														
28年度	10.33	9.79	0.54																																																														
29年度	10.47	9.69	0.78																																																														
30年度	10.61	9.63	0.98																																																														
		27年度	28年度	29年度	30年度																																																												
1号保険料率 (調整前)	最高 (佐賀)	6.73	6.73	6.90	6.88																																																												
	最低	5.21	5.12	5.17	5.11																																																												
保険料率 (激変緩和後)	最高 (佐賀)	10.21	10.33	10.47	10.61																																																												
	最低	9.86	9.79	9.69	9.63																																																												
従業員数	佐賀支部保険料率と最低保険料率支部の 年間保険料額の差 (折半額)																																																																
10名	329,280円	(164,640円)																																																															
50名	1,646,400円	(823,200円)																																																															
100名	3,292,800円	(1,646,400円)																																																															
300名	9,878,400円	(4,939,200円)																																																															

